

II 応急対策による減災

⑦災害対応能力の向上

26 防災に関する訓練の実施

[主務課]

<p>(96) 災害対策本部運営訓練の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>災害対策本部運営訓練（図上訓練）により、発災後速やかに災害対策本部を設置し、適切な初動対応能力の習熟を図るとともに、班員に対する外部研修や、各班別の内部教育を新たに導入する。</p> <p>《該当市町村で津波の啓発事業や訓練等を実施させる仕組みを整備する。》</p> <p><現状> 災害対策本部事務局訓練を毎年複数回実施（九都県市図上訓練含む）</p> <p><目標> 災害対策本部事務局訓練（九都県市図上訓練含む）、班別訓練、外部研修及び内部教育を毎年度実施する。</p>	<p>危機管理課</p>
<p>(97) 消防応援活動調整本部運営訓練の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>緊急消防援助隊の出動を想定し、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動に資するよう、消防応援活動調整本部設置運用訓練を実施する。</p> <p><現状> 消防応援活動調整本部の運用については、被災地の災害現場活動における緊急消防援助隊の総合調整等を災害対策本部内で実施。</p> <p><目標> 対応が困難な想定を課すなど、災害対策本部事務局との更なる連携強化を図る。</p>	<p>危機管理課</p>
<p>(98) 国・近隣都県市・市町村・警察・消防・自衛隊・海上保安庁・医療機関・企業・住民等による総合防災訓練の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>九都県市合同防災訓練等、国、近隣都県市、各救出救助機関の連携、地域住民参加による広域訓練を含む総合防災訓練を実施して、災害対応能力の向上を図るとともに、防災関係機関相互の連絡協体制を確立する。</p> <p><現状> 毎年度 1 回実施 平成 28 年度は、茂原市において、九都県市合同防災訓練（千葉県会場訓練）を実施（8 月 27 日）</p> <p><目標> 実際の災害からの教訓をテーマに、より実践的な訓練を行う。</p>	<p>危機管理課</p>

<p>(99) 自治体支援体制の充実〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>被災県から被災市町村への県庁応援職員派遣について、平時から派遣要員名簿等を整備する。</p> <p>＜現状＞ 災害対策本部内に現地派遣班が設置されているが、同班は現地までの道路状況や現地の被害情報収集等を行うこととしている。</p> <p>＜目標＞ 現地派遣班とは別に、被災市町村への支援を目的として、迅速に県庁応援職員を派遣するため、あらかじめ危機管理業務経験者の名簿を作成する。その名簿をもとに、職員を優先的に派遣する。また、派遣職員用の携行機材を充実させる。</p>	<p>危機管理課</p>
<p>(100) 石油コンビナート等防災訓練の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>発災時における応急対策状況の検証と、参加者の練度向上を目的として、以下の防災訓練を実施する。</p> <p>なお、訓練方法として実地訓練及び図上訓練等、訓練想定として、発災対応型及び予知対応型を実務に即して適宜採用する。</p> <p>ア 防災週間を中心に防災本部が主唱する総合訓練 イ 特定事業所単独で行う訓練 ウ 特定事業所と共同防災組織が連携して行う合同訓練 エ 海上警備救難機関が中心となる海上訓練</p> <p>《種別ごとに毎年定期的実施する。》</p> <p>＜現状＞ （平成 28 年度）</p> <p>総合訓練 年 1 回 単独訓練 年 2 回以上 合同訓練 年 1 回以上 海上訓練 年 1 回</p> <p>＜目標＞ 総合訓練 年 1 回 単独訓練 年 2 回以上 合同訓練 年 1 回以上 海上訓練 年 1 回</p> <p>（天候等で中止の場合あり）。</p>	<p>消防課</p>
<p>(101) 港湾 BCP における訓練の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>港湾施設の多発同時被災による海上輸送機能の停止に対応するため、港湾 BCP の実効性の向上を図る。</p> <p>《港湾施設の被災による海上輸送機能停止に対応するための訓練の実施》</p> <p>＜現状＞ 訓練実施（平成 28 年度）</p> <p>＜目標＞ 毎年度実施</p>	<p>港湾課</p>

<p>(102) 災害警備訓練の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>災害警備訓練を実施する。</p> <p>＜現状＞ 1 東日本大震災以降、警察が主催となった災害対応訓練を実施しているほか、他機関の訓練（JR、NAA、放射線医学総合研究所）にも参加している。訓練時は県警のみならず、関係機関にも参加を呼びかけ合同で訓練を実施した。</p> <p>【平成 28 年に合同訓練を実施した主な機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社千葉県支部 ・千葉市消防局 ・松戸市消防局 ・放射線医学総合研究所 ・日本救助犬協会浦安チーム 他 <p>2 その他千葉県等が主催する九都県市合同防災訓練、航空機事故消火救難合同訓練、千葉県防災図上訓練に積極的に参画参加した。</p> <p>＜目標＞ 引き続き警察が主催する災害対応訓練を実施し、警察単独だけでなく関係機関との合同訓練を実施するとともに、他機関の訓練に参加し、災害対応能力の向上及び関係機関との連携を強化する。</p>	<p>警察本部警備課</p>
---	----------------

27 情報通信手段の整備

[主務課]

<p>(103) 防災行政無線の整備・改良〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>防災行政無線設備については、平成 18 年度から 20 年度で整備を行っており、経年劣化等により故障等が増加していることから、安定した通信の確保をするため、無線設備全体を更新する再整備を実施する。</p> <p>《防災行政無線設備全体の再整備》</p> <p>＜現状＞ 整備費用を考慮し、可搬型地球局の代替手段として、平成 28 年度に衛星携帯電話を整備済み。</p> <p>＜目標＞ 可搬型地球局の更新を含めた再整備を計画し、安定した通信を確保する。</p>	<p>危機管理課</p>
<p>(104) 千葉県防災情報システムの整備・改良〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>平成 19 年度から運用している現行システムを更新し、機能向上を図るとともに、システム更新後についても、適宜、機能を確認し、適切な維持管理を行う。</p> <p>＜現状＞ 千葉県防災対策推進会議情報通信部会等を通じて、次期システムの仕様の根幹となる千葉県危機管理情報共有要綱を策定した。</p> <p>＜目標＞ 平成 29 年度を目途にクラウドサービスを利用して防災情報システムを更新し、現行システムで行っている災害情報の提供に加えて、災害情報について、県と市町村等の防災関係機関との間で双方向の共有を図る。</p>	<p>危機管理課</p>

II 応急対策による減災

<p>(105) 震度情報ネットワークシステムの整備・改良〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>平成 26 年度に更新した現行システムについて、震度観測情報の送受信状況等を適宜、確認し、障害に発展する前に対応措置をとる。</p> <p>＜現状＞ 平成 26 年度に震度情報ネットワークの更新完了後、毎年、震度計の定期点検を実施するとともに、震度計の通信状況をきめ細かに監視している。</p> <p>＜目標＞ 現行システムについて、計測震度計等の機器の適切な維持管理を行い、計測震度計の予備機の補充を計画的に行うなど、正確な震度計測体制を確保する。</p>	<p>危機管理課</p>
<p>(106) 情報システムのバックアップの継続及び災害時対応マニュアルの充実〔平成 33 年度まで（早期）〕</p> <p>システムが被災した時の為のデータバックアップを実施する。また、災害時対応マニュアルの定期的な見直しを行い充実を図る。</p> <p>＜現状＞ データのバックアップ体制を確立しており、各業務システムの災害時対応マニュアルについても整備済みである。</p> <p>＜目標＞ 各業務システムのデータバックアップを適切に継続する。また、災害時対応マニュアルについても定期的に見直しを行う。</p>	<p>情報システム課</p>

⑧災害拡大の防止

28 広域連携体制の充実強化

[主務課]

<p>(107) 広域災害における他都道府県との連携〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>近隣都県及び遠隔道府県等との広域的な連携体制について充実を図る。</p> <p>《近隣都県及び遠隔道府県との協議及びマニュアルの充実》</p> <p>＜現状＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九都県市による各種会議を年 40 回実施 ・九都県市の域内応援マニュアル及び関東知事会のマニュアルを策定 ・九都県市と関西広域連合の相互応援協定に基づき、域外応援マニュアル及び域外受援マニュアルを策定 <p>＜目標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九都県市及び関東知事会の各種マニュアルを、災害時における教訓の反映や訓練等による検証を通じて見直しを行う。 ・首都直下地震等に備え、九都県市と関西広域連合との意見交換や合同訓練を通じて、マニュアルの見直しを行う。 	<p>防災政策課</p>
--	--------------

<p>(108) 大規模災害時における応援受入体制の構築〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>大規模災害時における国、他都道府県等からの応援受入体制の構築を図る。</p> <p>《千葉県大規模災害時における応援受入計画の実効性の確保及び必要に応じた計画見直しの検討》</p> <p>＜現状＞ ・千葉県大規模災害時における応援受入計画を策定（平成 28 年 3 月）</p> <p>＜目標＞ ・県、市町村、救援部隊等と緊密に連携し、訓練等を通じて、計画の実効性を確保する。</p> <p>・必要に応じて、他都道府県等における大規模災害の教訓を反映することで、計画の見直しを検討する。</p>	<p>防災政策課</p>
---	--------------

29 広報活動の推進

[主務課]

<p>(109) 災害情報の収集と広報〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>災害対策本部で取りまとめた被害状況及び対応状況などの災害情報を迅速に、県民及び報道機関に提供する。また、報道機関との総合調整を行い、知事臨時記者会見等を行う。</p> <p>＜現状＞ 広報広聴災害対応マニュアル等による適切な対応に務めている。</p> <p>＜目標＞ 災害情報等を迅速に収集し、正確な情報を県民等への確に伝達するとともに、記者会見の調整を行い、対応する。</p>	<p>報道広報課</p>
--	--------------

30 県の業務継続体制の構築・強化

[主務課]

<p>(110) 県の業務継続計画（震災編）の実効性の確保〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>県の業務継続計画（震災編）の実効性を確保するための継続的見直しを実施する。</p> <p>＜現状＞ 本庁の部については平成 24 年度及び平成 28 年度に修正を実施し、出先機関の部については平成 26 年度に策定した。その他、毎年災害時優先業務等の見直しを実施している。</p> <p>＜目標＞ 平成 38 年度までに計画の検証を引き続き実施するほか、毎年、参集予測、災害時優先業務の継続的見直しを実施することで実行性を確保する。</p>	<p>危機管理課</p>
---	--------------

II 応急対策による減災

<p>(111) 土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立の推進及び体制強化〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>土地改良施設に係る業務継続計画（BCP）策定を推進する。</p> <p>《BCP 策定数》</p> <p><現状> 1 地区（平成 29 年 3 月時点）</p> <p><目標> 5 地区</p>	耕地課
<p>(112) 県警本部の備蓄食糧等の整備充実〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>大規模地震等発生時には、災害警備活動が展開されることとなるため、県警の備蓄食糧等の整備充実を図る。</p> <p><現状> 1 平成 24 年度から 5 ヶ年計画で警察職員 1 人当たり 9 食分（1 日 3 食で 3 日分）の整備を進めている。</p> <p>2 平成 27 年度はアルファーマ 20,081 食及び水（ペットボトル）20,324 本を整備した。</p> <p>3 平成 28 年度はアルファーマ 24,893 食及び水（ペットボトル）22,708 本を整備した。</p> <p><目標> 継続して県警職員 1 人当たり 3 日分の備蓄食糧等を確保する。</p>	警察本部警備課

31 救出救助活動体制の充実強化

[主務課]

<p>(113) 応援ヘリコプターの運用計画の策定〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>応援ヘリコプターの運用計画を策定する。</p> <p><現状> 平成 28 年 11 月の図上訓練において、『大規模災害時における千葉県災害対策本部航空運用調整班等活動計画』案を実施。</p> <p><目標> これまでの訓練を通して、検討してきたマニュアルを基に、『大規模災害時における千葉県災害対策本部航空運用調整班等活動計画』を策定するとともに、関係機関と連携した訓練を通じて計画の実効性を検証していく。</p>	危機管理課
<p>(114) 災害時における自衛隊との連携強化〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>自衛隊からのヘリコプター画像提供に伴う協定書の締結、必要資機材の購入を行う。</p> <p><現状> 自衛隊が可搬型映像伝送装置を県庁に持込むことにより、自衛隊ヘリコプターからの画像受信が可能となる。ただし、可搬型映像伝送装置の数に限りがあり、常に千葉県庁に持ち込めるかは確実ではない。</p> <p><目標> 災害時における自衛隊ヘリコプターからの画像受信が確実に可能となるよう自衛隊との連携を強化し、災害対応能力の更なる向上を図る。</p>	危機管理課

<p>(115) 警察本部の災害装備資機材の整備充実〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>阪神・淡路大震災の反省、教訓のもと、災害発生時 1 人でも多くの被災者を救出するため、署・交番・駐在所等に必要な災害装備資機材を整備する。</p> <p>＜現状＞ 平成 25 年度より、警察署・機動隊で災害対策に必要な装備品を 5 ヶ年計画で整備している。引き続き同計画に基づき必要な装備品の整備を進める。</p> <p>【主な装備品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフジャケット ・救命浮き輪 ・胴付き長靴 ・ヘッドランプ ・靴底インナー・とび口 ・毛布 ・寝袋 ・トイレ凝固剤 ・おんぶ帯・バックボード ・照明具・発動発電機 ・ゴムボート ・レスキューバール ・三連梯子等 <p>＜目標＞ 警察署、機動隊で災害対策に必要な各種装備品について検討し、その整備を推進する。</p>	<p>警察本部警備課</p>
---	----------------

32 医療救護体制の充実強化

<p>(116) 災害拠点病院の機能の充実〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>災害拠点病院としての機能の充実を推進するとともに関係機関との連携を図る。</p> <p>＜現状＞ 【医療整備課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DMAT 隊員 22 病院 226 人 ・災害拠点病院の施設設備整備 5 病院（28 年度補助予定） ・九都県市合同防災訓練への参加費用補助 ・DMAT 訓練への参加費用補助 ・CLDMAT 養成研修、地域医療災害コーディネーター養成研修の実施 <p>【病院局経営管理課】</p> <p>千葉県救急医療センター、千葉県循環器病センター、千葉県立佐原病院の 3 病院が災害拠点病院として指定</p> <p>＜目標＞ 【医療整備課】</p> <p>災害拠点病院の機能の充実、研修及び訓練の充実を図る。</p> <p>【病院局経営管理課】</p> <p>災害拠点病院としての機能が維持できるような体制を維持する。</p>	<p>[主務課]</p> <p>医療整備課、 病院局経営管理課</p>
--	---

II 応急対策による減災

<p>(117) 災害用医薬品の備蓄〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>救護所等で応急救護のために使用する災害用医薬品を各健康福祉センター（保健所）、地域保健センターに分散備蓄し、速やかに対応出来る体制をとっている。</p> <p>※今後、千葉県地震被害想定調査等の被害想定を基に必要な医薬品の備蓄拡充、又は流通医薬品の確保体制の構築を検討する。</p> <p>＜現状＞ 11,000 人分</p> <p>＜目標＞ 災害に対応した医薬品の備蓄又は流通医薬品の確保体制の構築</p>	<p>薬務課</p>
<p>(118) 遺体の処理体制の構築〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>広域火葬に係る訓練として、市町村、火葬場及び災害時の応援協定締結団体との間で、ファクシミリ等による応援要請、協力依頼等の連絡調整訓練を実施する。</p> <p>《広域火葬訓練の実施》</p> <p>＜現状＞ 関東甲信越静 11 都県、都県内市町村及び一部事務組合等による連絡通信訓練を実施（平成 29 年 3 月）</p> <p>＜目標＞ 関係団体との協力体制の強化</p>	<p>衛生指導課</p>

33 学校における応急対策の推進

[主務課]

<p>(119) 学校の防災体制の充実〔平成 33 年度まで（早期）〕</p> <p>防災教育調査を実施し、各学校の防災体制の整備状況・防災訓練の実施状況等を把握し、各学校における防災体制の整備や見直しを推進し、学校防災体制の充実を図る。また、学校と保護者等との多様化する連絡体制の整理、緊急地震速報の活用等の推進を図る。</p> <p>＜現状＞ 平成 28 年度の防災教育調査では、千葉県内の 99.4%の学校（千葉市を除く。）において、前年度の地震を想定した防災計画の見直し又は改善を行っているが、学校や地域の実状に応じた防災訓練の充実等に課題がある。</p> <p>＜目標＞ 毎年度実施していく防災教育調査において、全ての学校に防災計画の見直し、改善を求めるとともに、学校の実状に応じた防災訓練等の充実を推進していく。</p>	<p>教育庁学校安全 保健課</p>
--	------------------------

<p>(120) 学校、家庭、地域、関係機関が連携した災害に強い学校とまちづくりの推進〔平成 33 年度まで（早期）〕</p> <p>避難所指定の有無に関わらず、地域住民や帰宅困難者が避難して行くことを想定し、地域や市町村の防災組織との連携を図り、地域合同防災訓練の実施を推進する。</p> <p>＜現状＞ 平成 28 年度の防災教育調査では、千葉県内の学校（千葉市を除く。）において、地域合同防災訓練を行っている学校が 37.3%である。</p> <p>＜目標＞ 地域合同防災訓練の実施率向上のため、防災教育公開事業を活用し、県内 40 校、5 地域において、地域合同防災訓練を実施し、取組の成果を研修会やホームページ等で広めていく。</p>	<p>教育庁学校安全保健課</p>
<p>(121) 学校の運営再開に向けたスクールカウンセラー等の支援〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>学校支援のためのスクールカウンセラースーパーバイザー等を教育事務所等に待機させ、スクールカウンセラー等の人材確保や派遣前研修等の準備や各所への助言を行う。救出救急活動が一段落した後に、各校のスクールカウンセラー等を活用し、児童生徒の災害や避難所生活に伴うストレスへ対応した心のケアを実施する。</p> <p>＜現状＞ スクールカウンセラー等実人数 307 名</p> <p>◎スクールカウンセラースーパーバイザー（15 名）</p> <p>指導課・5 教育事務所 11 名 県立高等学校 4 名</p> <p>○スクールカウンセラー（544 校）</p> <p>小学校 140 校 中学校 324 校 高等学校 80 校</p> <p>＜目標＞ スクールカウンセラー等の人材確保</p>	<p>教育庁指導課</p>

34 公共交通機関の防災対策の推進

[主務課]

<p>(122) 鉄・軌道事業者及び路線バス事業者との連携強化〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>「千葉県鉄道事故等対応マニュアル」に規定された情報収集体制により、事業者から収集した情報を庁内関係各課等に提供することで応急対策や二次災害の防止に努める。</p> <p>＜現状＞ 災害発生時・配備時等には、收受した情報について、速やかに関係各課等へ提供している。</p> <p>＜目標＞ 收受した情報について、速やかに関係各課等へ提供する。</p>	<p>交通計画課</p>
---	--------------

35 避難者対策の推進

[主務課]

<p>(123) 避難所運営訓練に関する市町村への支援〔平成 38 年度まで(長期)〕</p> <p>市町村が行う避難所運営マニュアルの策定や個別の避難所が行う避難所運営計画の策定に対し助言を行い、また、市町村の防災訓練における避難所運営訓練を支援する。</p> <p>＜現状＞ 37 市町村で策定済（平成 28 年 6 月 1 日現在）</p> <p>＜目標＞ 全ての市町村で避難所運営マニュアルが策定されるよう、県で雛型を作成するなど働きかけを行う。</p>	<p>防災政策課</p>
<p>(124) 災害ボランティアの受入体制の充実〔平成 38 年度まで(長期)〕</p> <p>発災時におけるボランティアの受入体制について、窓口となる千葉県災害ボランティアセンターの運営等に関するマニュアルを千葉県災害ボランティアセンター連絡会と協議して策定する。また、県と連絡会の協働で災害ボランティアセンターの開設・ボランティア受入訓練等を実施する。</p> <p>＜現状＞ 平成 27 年度、千葉県災害ボランティアセンター連絡会において、「千葉県災害ボランティアセンター運営マニュアル（仮）検討作業部会」が 4 回開催された。</p> <p>また、平成 27 年 4 月及び平成 28 年 2 月に災害ボランティアセンター運営者研修会が実施された。</p> <p>＜目標＞ 平成 27 年度中に策定された「大規模災害時における応援受け入れ計画」に併せ、マニュアルを策定する。</p> <p>また、マニュアルの策定と並行して訓練を実施する。</p>	<p>防災政策課、健康福祉指導課、県民生活・文化課</p>
<p>(125) 外国人に配慮した避難所運営の支援〔平成 38 年度まで(長期)〕</p> <p>外国人は、言葉や文化・慣習等の違いにより、避難所生活に困難が生じるおそれがあるため、外国人に配慮した避難所運営の支援を行う。</p> <p>＜現状＞ 平成 21 年 10 月に、市町村向けの「災害時要援護者避難支援の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き」を作成。平成 28 年 3 月に両方とも改訂（前者は、名称が「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者への避難支援の手引き」に変更になった）。</p> <p>＜目標＞ 外国人に配慮した避難所運営に資する情報を収集し、手引きの充実を図る。</p>	<p>国際課</p>

<p>(126) アレルギー疾患患者への配慮〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>避難所でアレルギーがあることを表現しやすい環境を作り、災害発生後のアレルギー疾患症状の悪化を防ぐ。</p> <p>＜現状＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県ホームページにて、「千葉県災害時アレルギー性疾患対応ガイドライン」を掲載している。 ・国において「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」が策定された。 <p>＜目標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「千葉県災害時アレルギー性疾患対応ガイドライン」を継続して周知する。 ・「千葉県アレルギー疾患対策基本計画（仮）」を策定する際、災害時のアレルギー疾患患者対応について明記し、対策を推進する。 	<p>疾病対策課</p>
<p>(127) 避難所等における相談受理、防犯指導等の実施〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>避難所など必要な場所に女性警察官を含む警察官を派遣し、避難者に対する困り事相談・防犯指導等を行い、避難住民の不安解消並びに心のケア活動等を実施する。</p> <p>また、移動交番を効果的に活用した巡回相談を実施する。</p> <p>＜現状＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県警では成田国際空港警察署を除く県内全 38 警察署に 移動交番車が整備されており 防犯講話、各種イベントに活用されている。 2 移動交番車は東日本大震災の際、県内はもちろん東北にも派遣され、相談業務に従事した実績があり、今後大規模災害の発生により、避難所等が開設された際は移動交番車を派遣し、困り事相談避難住民の不安解消のための活動が行われる。 3 地域課でも移動交番の運用に関する規定を作成するなど効果的運用ができるよう対策を推進している。 4 平成 28 年熊本地震では、生活安全部の女性警察官 4 名が特別派遣され、避難所における相談受理、防犯指導等に従事した。 <p>＜目標＞ 体制の整備</p>	<p>警察本部警備課</p>

36 災害時における要配慮者への支援等の充実

[主務課]

<p>(128) 避難行動要支援者に係る個別計画の策定支援〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>市町村における個別計画の策定を促進する。</p> <p>＜現状＞ 22 市町村（平成 28 年 4 月 1 日現在）</p> <p>＜目標＞ 全市町村が避難行動要支援者に係る個別計画の策定に着手する。</p>	<p>防災政策課</p>
---	--------------

<p>(129) 福祉避難所の指定又は協定締結の促進〔平成 30 年度まで(早期)〕</p> <p>市町村における福祉避難所の指定又は協定の締結を促進する。</p> <p>＜現状＞ 50 市町村（平成 28 年 9 月 1 日現在）</p> <p>＜目標＞ 全ての市町村において福祉避難所の指定又は協定の締結がされるよう、働きかけを行う。</p>	<p>防災政策課</p>
<p>(130) 小域地域福祉フォーラムの設置促進〔平成 32 年度まで(早期)〕</p> <p>小中学校圏域において、地域における様々な課題や解決策等を話しあう場としての小域地域福祉フォーラムの設置を促進し、民生委員をはじめ地域住民が主体となった防災活動体制の構築を推進する。</p> <p>《小域地域福祉フォーラム設置数の増加》</p> <p>＜現状＞ 322 箇所</p> <p>＜目標＞ 400 箇所</p>	<p>健康福祉指導課</p>
<p>(131) 外国人向け災害情報提供の実施〔平成 38 年度まで(長期)〕</p> <p>国際課が運営する外国人向けホームページで、災害状況や支援に関する情報を多言語で提供する。</p> <p>＜現状＞ 千葉県ホームページ「ちば国際情報ひろば」において東日本大震災関連情報を英語で提供している。</p> <p>＜目標＞ 收受した情報について、速やかに翻訳を行い、外国人に提供する。</p>	<p>国際課</p>
<p>(132) 語学ボランティア派遣体制の整備〔平成 38 年度まで(長期)〕</p> <p>被災地における語学ボランティアの需要状況を基に、派遣先や必要な派遣人員等を被災市町村等と調整のうえ、ちば国際コンベンションビューロー（CGB）に登録されている語学ボランティアの派遣を要請する。</p> <p>＜現状＞ 東日本大震災時には、語学ボランティア希望者に対し CGB の登録制度を案内した。語学ボランティア派遣体制の整備に向けて、CGB と協議している。</p> <p>＜目標＞ 発災時に語学ボランティアの円滑かつ的確な派遣が実施できるよう、CGB を含む関係機関と協議・調整し、体制を整備する。</p>	<p>国際課</p>
<p>(133) 災害時における外国人支援人材の養成〔平成 38 年度まで(長期)〕</p> <p>災害時に外国人が直面する課題等について講義を行う。また、避難所を開設し、外国人にも参加してもらい、模擬訓練を行う。</p> <p>＜現状＞ 平成 23 年度から、災害時の外国人への情報支援を行うボランティアを養成するため、「災害時外国人サポーター養成講座」を実施。</p> <p>＜目標＞ 災害時に外国人住民を支援するためのボランティアを県内各地で養成し、相互理解と差別的対応の防止について支援を行う。</p>	<p>国際課</p>

<p>(134) 多言語での災害・防災対策の周知〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>地震・津波・台風等の被災経験の乏しい外国人に対し、各災害の特性と被災時の対応について周知する。</p> <p>＜現状＞ 7 言語に翻訳されている生活ガイドブック「ハローちば」に防災対策の項目を設け、外国人に各災害の特性や被災時の対応等を紹介している。</p> <p>＜目標＞ 生活ガイドブックに掲載している防災情報について、毎年度アップデートを行う。</p>	<p>国際課</p>
<p>(135) 難病患者等の治療体制の確保〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>在宅人工呼吸器等医療依存度の高い指定難病・小児慢性特定疾病児の災害時医療体制整備を図る。</p> <p>＜現状＞ 保健所難病相談事業の中で、災害対策及び個別支援を実施</p> <p>＜目標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時、在宅で人工呼吸器を装着している難病患者・家族等に対し、「あんしん」手帳及び「災害時の備え」のリーフレットの配布を継続し啓発する。 ・停電時における、在宅での人工呼吸器を使用する難病患者等の予備電源を確保する。 ・補助事業で整備した非常用電源装置の更新に係る支援策を検討する。 	<p>疾病対策課</p>

37 治安の確保

[主務課]

<p>(136) 被災地のパトロール強化等〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>避難住民の不安を解消するため、不在となった被災地区に対するパトロール等を強化するなど、防犯対策を推進する。</p> <p>「東日本大震災」の反省教訓を踏まえ、警察庁から示された重点検討項目について県警の災害対策を見直し、組織を挙げた災害対策を強力に推進する。</p> <p>＜現状＞ 被災地における防犯対策は県警の役割として当然の業務であり、大規模災害発生後における被災地の防犯対策は本部及び警察署で体制を組んで取り組むことになる。</p> <p>平成 27 年 9 月に千葉市中央区で発生した突風被害では、発災後に被災地区の防犯パトロールを重点的に実施した。</p> <p>＜目標＞ 機会あるごとの教養等の実施</p>	<p>警察本部警備課</p>
---	----------------

38 被災建築物応急危険度判定体制等の確保

[主務課]

<p>(137) 被災建築物応急危険度判定士の養成〔平成 38 年度まで(長期)〕</p> <p>千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき、建築士等を対象に講習会を開催し、講習修了者を応急危険度判定士として登録することにより、応急危険度判定体制の整備を図る。</p> <p>※被災建築物応急危険度判定は、地震により被災した建築物を調査し、余震等による倒壊や落下物等の危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的とする。</p> <p>《被災建築物応急危険度判定士の 70 歳未満の登録者数》</p> <p><現状> 3,740 人(平成 28 年度末現在)</p> <p><目標> 平成 32 年度までに 4,000 人とし、その後も向上を図る。</p>	<p>建築指導課</p>
<p>(138) 被災宅地危険度判定の充実〔平成 38 年度まで(長期)〕</p> <p>千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱に基づき、土木・建築等に関する一定期間以上の実務経験がある者を対象に養成講習会を開催し、講習修了者を被災宅地危険度判定士として登録することにより、必要な被災宅地危険度判定士数を確保するほか、被災宅地危険度判定士を対象に実務研修会を実施するなど被災宅地危険度判定制度の充実を図る。</p> <p>※被災宅地危険度判定は、地震又は降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に被害の状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止することを目的とする。</p> <p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災宅地危険度判定士の登録者数 1,717 人(平成 28 年度) ・被災宅地危険度判定士の実務研修受講者延べ人数 74 人(平成 28 年度) <p><目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災宅地危険度判定士の登録者数 計画策定時の水準を維持(平成 38 年度まで) ・被災宅地危険度判定士の実務研修受講者延べ人数 平成 32 年度までに 150 人にし、その後も向上を図る。 	<p>都市計画課</p>

⑨防災に関する組織の整備

39 非常参集体制の強化

[主務課]

<p>(139) 初動体制の充実強化〔平成 38 年度まで(長期)〕</p> <p>防災課関係職員は原則として県庁から 4km 圏内に居住する職員とし、宿直者 3 名体制を基本に初動体制の充実と幹部職員については災害等発生時に速やかに登庁できる体制を維持する。</p> <p><現状> 夜間休日における宿日直体制の維持(日直 2 名、宿直 3 名)</p> <p>課長級以上の職員 1 名が交代で県庁近くの宿泊施設で待機</p> <p><目標> 継続して実施</p>	<p>危機管理課</p>
---	--------------

40 災害対策本部体制の強化

[主務課]

<p>(140) 災害対策本部の機能強化〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>危機管理センター（県庁中庁舎）の維持管理と代替施設の整備を行う。</p> <p>＜現状＞ 災害対策本部業務の代替候補の第 1 候補として、印旛地域振興事務所を選定している。</p> <p>＜目標＞ ・危機管理センター（県庁中庁舎）の維持管理を行っていく。 ・印旛地域振興事務所内に危機管理センター（県庁中庁舎）の代替機能を果たせるよう、具体的な手順・マニュアルを整備する。</p>	<p>危機管理課</p>
<p>(141) 災害発生時の庁舎等の管理〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>県庁舎、立体駐車場等について関係機関等の場所を確保するなど災害対策に即応した庁舎等の管理を行う。</p> <p>＜現状＞ 通常業務においても災害対策を踏まえた庁舎管理に努めている。</p> <p>＜目標＞ 関係機関等に対して、会議室や立体駐車場等を速やかに開放し、守衛等を配置する。</p>	<p>管財課</p>

⑩地域の防災力の向上

41 地域防災力の向上

[主務課]

<p>(142) 消防団員の確保対策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>女性団員や学生等の若年層の団員確保を推進する。</p> <p>被雇用者団員の活動環境向上のため「消防団協力事業所表示制度」の導入、活動内容を限定した「機能別消防団員・分団制度」導入を推進する。</p> <p>《消防団員数》</p> <p>＜現状＞ 26,156 名（平成 28 年 4 月 1 日現在）</p> <p>＜目標＞ 条例定数（平成 28 年 4 月 1 日現在 28,796 名）</p>	<p>消防課</p>
<p>(143) 民間防火組織による防火防災知識の普及啓発〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>千葉県少年婦人防火委員会を支援することにより、婦人防火クラブ・少年消防クラブ及び幼年消防クラブの拡大強化を図り、火災予防思想の高揚と防火防災体制の充実を図る。</p> <p>＜現状＞ クラブ員数 44,190 人（平成 28 年 4 月現在）</p> <p>＜目標＞ 継続的な千葉県少年婦人防火委員会への助成及び事業活動を推進することにより、同委員会の活性化を図る。</p>	<p>消防課</p>

II 応急対策による減災

<p>(144) 自主防災組織の活動カバー率の向上・活性化の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>自主防災組織の設置促進や活動に対する技術的支援（ハザードマップの作成や訓練の実施、マニュアルの検証）を行う。</p> <p>《自主防災組織の活動カバー率》</p> <p><現状> 60.2%（平成 28 年 4 月 1 日現在）</p> <p><目標> 81%</p>	<p>防災政策課</p>
<p>(145) 地域住民による自発的な防災ネットワークづくりへの支援〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>災害対策コーディネーターの養成を拡充し、県内にバランスよく配置するとともに、スキルアップ講座の開催等で、コーディネーターの質の向上に努める。</p> <p>《災害対策コーディネーター在住市町村数》</p> <p><現状> 48 市町村（配置なし 6 町）</p> <p><目標> 災害対策コーディネーターを全市町村に配置する。</p>	<p>防災政策課</p>

⑪緊急物資等の確保の推進

42 緊急物資等の確保

[主務課]

<p>(146) 関係機関と連携した物資の調整・供給体制の検討〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>発災後の時間的経過や民間事業者の特色等を考慮し、市町村へ必要な物資の効果的な供給体制の整備を図るため、備蓄物流計画に基づき体制を整える。</p> <p>※備蓄物流計画とは、物資の特性等に応じて備蓄や協定に基づく調達等物資確保するための備蓄計画と、物資の供給等の物流計画を合わせた計画である。</p> <p><現状> 備蓄計画については、平成 28 年度をもって必要備蓄量購入を終了。 「災害時における物流計画」に基づき、図上訓練を実施。</p> <p><目標> 訓練を通して、市町村と一緒に市町村内における物流体制を検証し、確実に物資を供給できる体制を整える。</p>	<p>危機管理課</p>
---	--------------

<p>(147) 食糧の確保〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>千葉県地域防災計画に基づき被災した市町村長から要請があった場合に食糧を確保するため、国等と個別に協定を締結するとともに、毎年の連絡先や保存量の確認に努める。</p> <p>また、備蓄計画に基づき整備した食糧及び飲料水について、定期的に更新を行い、必要量を維持する。</p> <p>締結先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府所有米→国（農林水産省生産局） ・ 精米→全農パールライス東日本株式会社 ・ 野菜→全農 千葉県本部 <p>市町村向け備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食糧（一般向け） 420,000 食 ・ 食糧（要支援者向け） 86,000 食 ・ 飲料水（500ml/本） 509,000 本 <p><現状></p> <p>協定締結先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府所有米 農林水産省生産局 ・ 精米 全農パールライス東日本株式会社 ・ 野菜 全農千葉県本部 <p>市町村向け備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食糧（一般向け） 396,900 食 ・ 食糧（要支援者向け） 66,000 食 ・ 飲料水（500ml/本） 344,688 本 <p><目標> 被災時の非常用食糧の安定確保</p>	<p>危機管理課、 農林水産政策課</p>
<p>(148) 液化石油ガス、カセットコンロ等の応急生活物資等の確保〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>（一社）千葉県LPガス協会との「災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書」に基づき、液化石油ガス、カセットコンロ等の応急生活物資等の供給を行う。</p> <p><現状> 供給可能量（平成 28 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 液化石油ガス 14,000kg ・ カセットコンロ 600 台 ・ カセットコンロ用ガスボンベ 1,800 本 <p><目標> 供給に必要な応急生活物資を確保する。</p>	<p>産業保安課</p>

⑫環境・衛生対策の推進

43 し尿・ごみ・がれき対策の推進

[主務課]

<p>(149) 市町村災害廃棄物処理計画の策定促進〔平成 32 年度まで（早期）〕</p> <p>各市町村に、災害廃棄物処理計画を作成するように促す。また、より実効性がある処理計画が作成されるように指導する。震災が発生したときに、早期に効果的な廃棄物処理が実現できるような体制を整える。</p> <p>＜現状＞ 1 市（平成 28 年 3 月） ・指針を踏まえていないもの 37 市町 …単独計画で策定 14 市町 …地域防災計画の一部に含まれている 23 市町</p> <p>＜目標＞ 平成 32 年までに、災害廃棄物対策指針（環境省平成 26 年 3 月）を踏まえた処理計画を 54 市町村で策定</p>	<p>循環型社会推進課</p>
<p>(150) 強靱な一般廃棄物処理施設の確保〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>市町村等が設置する廃棄物処理施設について、大規模災害時にも稼働を確保し、電力や熱の供給ができる強靱な施設の整備を促進するため、国の循環型社会形成推進交付金制度の有効な活用に係る技術的支援や情報提供を行う。</p> <p>＜現状＞ 市町村等が設置する廃棄物処理施設について、技術支援や情報提供を行っている。</p> <p>＜目標＞ 市町村等による廃棄物処理施設の新設や改修にあわせて、技術支援や情報提供を行い、大規模災害時にも対応できる強靱な施設の整備を促進する。</p>	<p>循環型社会推進課</p>

44 生活衛生環境の確保

[主務課]

<p>(151) 感染症予防対策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>震災発生時、感染症の発生と流行を未然に防止するため、以下の業務を速やかに遂行できる体制の整備を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①健康調査 ②防疫活動に必要な資材の供給 ③市町村に対する指導及び指示 ④広報の徹底 ⑤感染症予防上の飲料水の管理 ⑥感染症予防上の消毒の実施 ⑦感染症法上の国への報告 <p>＜現状＞ 震災発生時、速やかに業務を遂行できるように、現行のマニュアルにより詳細な業務手順を示すなどの見直しに着手している。</p> <p>＜目標＞ 震災発生時において、避難所等における感染症の発生及び蔓延を防ぐため、業務手順等を示したマニュアルを整備する。</p>	<p>疾病対策課</p>
---	--------------

<p>(152) 動物救護対策の推進〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <p>「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体との協定を締結するとともに協力体制を整備する。</p> <p>＜現状＞ 関係団体との協定を締結（平成 23 年度） 千葉県動物愛護ボランティアを公募し、ボランティアのなかで災害時に動物の一時預かり可能な方を名簿整備（毎年） 各種講習会等において防災対策等の講演（適宜）</p> <p>＜目標＞ 関係団体との協力体制の強化。防災セミナー等の開催及び広報、模擬訓練の実施</p>	<p>衛生指導課</p>
--	--------------

43 大気汚染の防止

[主務課]

<p>(153) 大気汚染の防止〔平成 38 年度まで（長期）〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 有害な大気汚染物質を排出する工場・事業場等に対する事故時の措置に係る指導を行う。 2 損壊又は倒壊した建築物等の解体・補修に係る事業者に対する粉じん飛散防止対策の指導を行う。（アスベストを含む） 3 大気環境監視を実施する。 <p>《大気汚染の防止》</p> <p>＜現状＞ 実施済み</p> <p>＜目標＞ 的確に実施する。</p>	<p>大気保全課</p>
--	--------------